

平成30年度 茨木市介護予防ケアマネジメント内容・基準(案)

サービス種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	初回のみケアマネジメント
対象者	要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
対象となるサービスの考え方	<p>【訪問型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス(現行相当) ・訪問型サービスA(緩和型) ・訪問型サービスB(住民主体型) ・訪問型サービスC(短期集中予防サービス) <p>【通所型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービス(現行相当) ・通所型サービスC(短期集中予防サービス) <p>※一般介護予防事業 (上記サービス内の併用は可能だが、予防給付サービスと併用する場合は介護予防支援となる)</p>	<p>【通所型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービスB(住民主体型)のみ利用 (ただし、一般介護予防事業との併用は可能) <p>※一般介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防健康運動教室 ・はつらつ運動教室 ・はつらつ教室 ・認知機能低下予防教室 ・多世代交流センター介護予防事業 ・街かどデイハウス介護予防事業 ・いきいき活動ポイント事業 など
実施方法	委託	委託
サービス提供者	地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)	地域包括支援センター(委託不可)
ケアマネジメントの流れ	<p>ケアプランを作成、モニタリングを実施</p> <p>【介護予防支援に準ずる】 アセスメント → ケアプラン原案作成 → サービス担当者会議 → 利用者への説明・同意 → ケアプランの確定・交付(利用者サービス提供者へ) → サービス利用開始 → モニタリング(給付管理)</p>	<p>アセスメント・ケアマネジメントを実施</p> <p>アセスメント → 利用者への説明・同意 → ケアマネジメント結果の確定・記入(はつらつパスポートを活用) → サービス利用開始(開始から1か月以内に利用状況を確認) ※サービス事業者は本人の状況に変化があればケアマネジャーに報告</p>
単価等	<p>■月額委託料 ※1単位=10.70円</p> <p>■単価 ・4,601円/件(430単位) (給付管理をし、サービス利用月に支払)</p> <p>■加算 ・初回加算 3,210円/件(300単位) ・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,210円/件(300単位)</p> <p>■積算根拠 ・介護報酬を参考に設定</p>	<p>■月額委託料 ※1単位=10.70円</p> <p>■単価 ・4,601円/件(430単位) (サービス利用開始月のみ支払)</p> <p>■加算 ・初回加算なし</p> <p>■積算根拠 ・介護報酬を参考に設定 ・サービス紹介のみのため初回加算なし</p>
利用者負担	無料	無料
請求方法	大阪府国保連合会へ請求	市へ直接請求